

した現時においても非常に適切な教。第六條は勸善懲惡。第七條は賢い人を役人に選任せよとの諭。第八條は役人への勤勉の諭で、早く出勤して遅く退けといい、第九條は信マコトの諭で、善惡成敗要は信マコトに在りといひ、第十條は、忿イカリを絶つこと、第十一條は、功過を明かに察して、信賞必罰のこと、第十二條は、國司國造に對し、百姓から重税を取立ててはならぬという賦斂の戒め、第十三條は、役人が皆よくその職掌を知るべきこと、第十四條は、群臣百寮互に嫉妬をつつしむこと、第十五條は、私を捨て公に向うのが臣道であること、第十六條は、民を使うには時を以てすべきこと、第十七條は、事をなすには獨斷することなく、必ず衆と合議論究して理のある所に従つてなすべきこと、以上が聖德太子の憲法の大體の要領でありまして、主として役人の政治のしかたを示されたものであります。この憲法十七條を通觀してみますと、その中には、ただ佛教思想だけではなく、誰にもすぐ氣づかれるように、儒教思想が取り入れられており、用いられてある言葉も經書を始め史・文に亘る漢籍から引用されております。ただし、これらの儒教思想と認められるものも、實は本來わが民族の間に有つた思想なり道德なりであつて、それが漢籍の言葉を借りて書き表わされたものに過ぎないという見方もあります。私の見るところでは、一概に左様に見るのは僻目で、やはり儒教思想が取り入れられており、儒教思想と日本の固有の思想とが融合されて書き表わされてあると考えるべきだと思います。これを要するに、憲法十七條は、聰明な聖德太子が、佛儒等の外國の教を日本固有の思想道德と融合させて作られたわが國最初の成文道德律であると考えるのであります。

次に、國史上の重大事件と認められる大化の改新について考えて見ましよう。大化の改新は一概に言えば、御承知の通りに、唐の制度の模倣にすぎないのであります。當時、唐に留學して歸つた人々とか、唐・朝鮮から來朝し